

# 小児科

## 診療報酬上の 臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全ての患者さまの診療等について、特に手厚い感染症対策が必要なことから、感染症対策を講じた上で診療等を実施した場合、厚生労働省の定めにより下記の保険点数が算定されることになりました。

### 外来診療

### 医科外来等感染症対策実施加算

(診察1回につき保険点数5点)

※6歳未満の乳幼児につきましては、別途「乳幼児感染予防策加算」を算定

算定期間：2021年4月診療分から9月診療分まで

乳幼児医療証・ひとり親家庭医療医療証を  
お持ちの方の自己負担はございません。

当院では、患者さまに安心して受診していただけるよう、以下の対策を実施しております。

- アルコール消毒剤の設置
- 体温測定の実施
- 手洗いの実施

ご来院の患者さまのご協力のもと、今後とも感染対策を講じた診療を行ってまいります。